

L 安 全

L-1 消防団

L-1-1 消防団・分団数

資料元 茨城県消防安全課「消防防災年報」

L-1-1 消防団・分団数

消防団と分団数の合計数である。消防団は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第9条に基づき市町村に設置されるもので、消防本部、消防署と並ぶ消防機関の一つであり、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減することを任務としている。

消防団の設置、名称及び区域は市町村の条例で、組織は規則で定めることになっており(同法第15条)、通常、消防団本部、分団、部、班となっている。なお、本県では、全市町村に1団ずつ設置されている。

L-2 消防施設等

L-2-1 消防水利数 L-2-2 消防団員数

資料元 茨城県消防安全課「消防防災年報」

L-2-1 消防水利数

消防水利とは、消防法(昭和23年法律第186号)第20条第2項に規定する消防に必要な水利施設及び同法第21条第1項の規定により消防水利として指定されたものをいい、例示すれば次のとおりである。

消火栓、私設消火栓、防火水そう、プール、河川・溝等、濠・池等、海・湖、井戸、下水道

L-2-2 消防団員(実員)数

消防団員には非常勤と常勤の別があるが、本県の消防団員はすべて非常勤である。非常勤の消防団員は特別職の地方公務員で、地方公務員法の適用を受けず、給与・勤務条件については市町村の条例で定められる。日常は各自の職業に従事しながら、必要のつど招集されて消防活動に従事する者である。また、常勤の消防団員は、通常、消防団常備又は機関員常備に属し、一般職の地方公務員として地方公務員法の適用を受け、その勤務時間、給与等は消防職員とほぼ同様である。消防団員の階級は、消防庁の定める基準(消防団員の階級準則)に従って、市町村の規則で定められている。

L-3 火災

L-3-1 火災出火件数 : #建物火災出火件数 L-3-2 火災り災世帯件数 L-3-3 火災死傷者数

L-3-4 建物火災損害額 L-3-5 建物火災焼損面積(床面積)

資料元 茨城県消防安全課「消防防災年報」

L-3-1 火災出火件数、建物火災出火件数

火災は次の6種類に分類されるが、火災が2種類以上にわたる場合は、焼損額の大きなものの種別によっている。火災出火件数はこれらの合計である。

① 物火災 ②林野火災 ③車両火災 ④船舶火災 ⑤航空機火災 ⑥その他の火災(空地、田畠、電柱等)

なお、この場合の建物とは、土地に定着する工作物のうち屋根及び柱若しくは壁を有するもの、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物に設けた事務所、店舗、興行場、倉庫その他これらに類する施設をいう。

L-3-2 火災り災世帯数

被害の大小にかかわらず、焼損した建物(住宅又は併用住宅)に居住していた世帯の数をいう。すなわち、り災の程度については、収容物を含む建物の評価額に対する火災損害額によって全損、半損、小損に区分されるが、これらすべての、り災世帯の合計である。

L-3-3 火災死傷者数

ここでいう火災死傷者とは、すべての火災による死傷者のうち消防吏員及び消防団員の数を除いたものである。火災により負傷した後48時間以内に死亡した者は、火災による死者とされている。

なお、火災による死傷者の区分は次のとおりである。

①消防活動に關係ある者……電気、ガス、水道、通信、交通等の業務に従事する者で消防作業に關係がある者及び医師・看護師等で、救護に従事する者。

②応急消火義務者……傷病、廃疾等の理由によって消火作業を行うことができない者を除き、当該消防対象物の關係者並びに火災を発生させた者、火災の発生に直接關係があるもの及び火災が発生した消防対象物の居住者又は勤務者で火災の現場にいる者。

③消防協力者……火災の現場付近にある者で消防作業に協力した者。

L-3-4 建物火災損害額, L-3-5 建物焼損面積（床面積）

建物火災損害額とは、火災損害をり災地における時価により算定した額で、「人的損害額」は含まれない。

また、建物焼損面積（床面積）は、建物焼損の程度（全焼、半焼、部分焼、ぼや）の別にかかわらず、焼損した建物に係る面積をいう。

「火災損害」とは、火災によって受けた直接的な損害をいい、焼き損害、消火損害、人的損害（火災による死者及び負傷者）に区分される。「焼き損害」とは火災によって焼けた物及び熱によって破損した物等の損害をいい、「消火損害」とは、消火活動によって受けた水損、破損、汚損等の損害をいい、消火のために要した経費、焼跡整理費、火災のための休業による損失等の間接的な損害を除いたものである。

消防防災年報では、このうち建物火災に関する「焼き損害」のみを計上している。焼損面積についても同様である。損害額は、建物をはじめ主要な物の損害額の算出基準を具体的に示し、全国的に統一された損害額の算出が行われている。なお、焼損面積については、平成7年より床面積と表面積に区分されたが、本書では、床面積のみを扱っている。

L-4 交通安全施設

L-4-1 信号機（制御機）数

資料元 茨城県警察本部交通規制課資料

L-4-1 信号機（制御機）数

道路に設置された交通信号機であり、定期式、押ボタン式、地点感応式などがある。信号機数は灯器の数ではなく、制御機の基数で計上されている。

L-5 交通事故等

L-5-1 交通事故発生件数 L-5-2 交通事故死傷者数：#死亡者数, #負傷者数

資料元 茨城県警察本部交通企画課「交通白書」

L-5-1 交通事故発生件数

交通事故とは、道路交通法に規定されている道路すなわち、一般交通の用に供する道において、車両（自転車などの軽車両も含む）、路面電車、列車の交通によって起こされた死亡又は負傷を伴う事故をいう。したがって、踏切事故は計上されるが、その他の列車事故は含まれない。

物的損害のみの事故は発生件数に含まれない。また、多重事故は一件として計上されている。

なお、市町村の合計値が県値と一致しないのは、市町村不明者分等（高速道路での事故）を加算しているからである。（L-5-2 交通事故死傷者数も同様である）

L-5-2 交通事故死傷者数

交通事故による死傷者の総数であり、事故の発生地別にとらえた計数である。なお、死傷者は次により区分されている。

※死者……交通事故の発生後24時間以内に死亡した者をいう。

※負傷者……交通事故によって重傷又は軽傷を負った者をいう。なお「重傷」とは、30日以上（医師の診断）の治療を要する者をいい、「軽傷」とは、30日未満（医師の診断）の治療を要する者をいう。

L-6 防犯

L-6-1 警察署・交番・駐在所数：#警察署数, #交番・派出所数

資料元 茨城県警察本部警務課資料

L-6-1 警察署・交番・駐在所数

茨城県警察本部が把握している毎年度末の計数を取りまとめたものである。警察署は、警察本部の下部機関として、警察の業務処理をするために置かれる機関であり、交番・駐在所は、警察署の下部機関として置かれる警察組織で、その制度は警察法によっている。

L-7 犯罪

L-7-1 刑法犯認知件数：#凶悪犯, #粗暴犯, #窃盗犯, #知能犯, #風俗犯

資料元 茨城県警察本部刑事総務課「茨城の犯罪」

L-7-1 刑法犯認知件数

刑法犯とは、刑法、爆発物取締罰則、決闘罪ニ関スル件、暴力行為等处罚ニ関スル法律、盗犯等ノ防止及处分ニ関スル法律、航空機の強取等の处罚に関する法律、火炎びんの使用等の处罚に関する法律、航空の危険を生じさせる行為等の处罚に関する法律及び人質による強要行為等の处罚に関する法律、流通食品への毒物の混入等の防止に関する特別措置法及びサリン等による人身被害の防止に関する法律に規定する罪をいう。

ただし、ここでいう刑法犯とは、刑法犯総数から交通関係の業務上等（重）過失致死傷罪を除いた刑法犯であり、被害法益、犯罪態様等の観点から類似性の強い罪種を包括した下記の分類で計上した。

- ①凶悪犯……殺人、強盗、放火、強姦
- ②粗暴犯……凶器準備集合、暴行、傷害、脅迫、恐喝
- ③盜犯……窃盗
- ④知能犯……詐欺、横領、偽造、流職、背任
- ⑤風俗犯……賭博、わいせつ

認知件数とは、犯罪について被害の届出、告訴、告発、その他の端緒によりその発生を警察において認知した件数である。なお、この件数は、原則として被疑者の行為数によって計上されるが、数件1名又は数件数名の場合で一定の条件に該当するときは、包括1件とする等の特殊な計上方法がとられている。

なお、市町村の合計値が県値と一致しないのは、発生地不明分を加算しているためである。

L－8 不慮の事故

L-8-1 不慮の事故による死者数

資料元 茨城県厚生総務課「茨城県保健福祉統計年報」

L-8-1 不慮の事故による死者数

「不慮の事故」とは、「交通事故」、「転倒・転落」、「不慮の溺死及び溺水」、「不慮の窒息」、「煙・火及び火災への曝露」、「有害物質による不慮の中毒及び有害物質への曝露」、「その他の不慮の事故」により死亡した者の数の合計である。

なお「不慮の事故」の区分は、G-1「主要死因別死者数」に記載されている死因分類の1つ（20100）である。